

18 議員提出議案に対する賛成討論

2017年3月27日

日本共産党の金子正江です。日本共産党を代表して、議第4号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論します。

本条例案は、議員の報酬等はどうあるべきかを私たちに問うものであり、それは常に県民の暮らしの実態に照らし、検証されるべきものです。全ての議員は、そこに正面から向き合い、責任を果たさなければならぬと私は考えます。

では、その県民の暮らしの実態はどうか。埼玉県が行った世論調査では、「生活が苦しくなった」と4割近い人が答え、その理由に「収入が減り、税金や保険料の負担が重くなった」と回答しています。一方で、県議会に歩いて登庁できる議員でも、登庁1回に6千円もの金額が支払われるのが費用弁償です。費用弁償の最高額は1人当たり年額73万円、最低でも25万円、年間の費用弁償総額は4,844万円と莫大です。定額支給だから、こうした金額になってしまうのです。ここをせめて実費支給とするこの条例改正案は、県民の常識及び感情に合致した、ごく当たり前のものです。

神奈川県議会、千葉県議会は、既に実費支給方式をとり、大阪府議会はとうに廃止し、検討中だった東京都は、この4月から廃止となります。全国でこうした改善の努力が広がっていますが、これは議会として国民世論に応えようとする当然の流れと言えます。

費用弁償については、我が党は、委員会視察等に支払われる日当も歳費の二重払いであり、廃止すべきと考えていますが、各党派間での一致を大切にするという観点から、実費支給に改めるという本議案の前進面を評価するものです。埼玉県議会も、議員の側が現状の費用弁償

の不合理性を自ら改善し、県民のために県費の節約を図るときです。私は、今こそ本県議会も県民の暮らしの実態に向き合い、議員として当たり前の責任を果たすべきと考えます。そのためにも、本条例は採択すべきと申し上げ、賛成討論といたします。